

## 医療機関に対する監督指導の状況について

平成29年度から令和元年度までの高知県内の医療機関への労働基準監督署の監督指導の状況について、高知労働局から情報提供がありました（図参照）。県内の医療機関が指摘された違反で最も多かったのは、労働基準法では36協定に関するもので、労働安全衛生法では健康診断等についてでした。どのようなことが指摘されているのかを、複数の医療機関で確認された違反の事例で見いきましょう。

### ●労働基準法違反として是正勧告された事例

#### 労働時間規定（32条）違反の概要

- ・36協定届を所轄の労働基準監督署長に提出することなく、時間外労働を行わせている → 届出をしていないと違反です
- ・36協定で定めた限度時間や36協定の特別条項で定めた特別延長時間を超えて労働させている

#### 割増賃金規定（37条）違反の概要

- ・時間外労働時間が適正に把握されていなかった結果、割増賃金に不足が生じている
- ・精皆勤手当や技術手当などの諸手当を割増賃金の算定の基礎に算入していない

#### 就業規則の作成及び届出規定（89条）違反の概要

- ・労働条件を変更しているのに、就業規則の規定を変更していない

#### 法令などの周知規定（106条）違反の概要

- ・36協定の周知がなされていない

#### 賃金台帳の整備規定（108条）違反の概要

- ・賃金台帳に労働時間数（時間外や休日労働時間を含む）を記入していない

図. 医療機関に対する法律違反についての監督指導件数 (件)



■H29年度 ■H30年度 ■R元年度

\*その他は、作業主任者未選任、有害物質の取扱上に係る問題などを指します。

### ●労働安全衛生法違反として是正勧告された事例

- ・健康診断の結果に基づく医師からの意見聴取がなされていない → 異常の所見があると診断された労働者については医師からの意見聴取が必要です
- ・所轄労働基準監督署に定期健康診断等の実施報告を行っていない
- ・放射線業務に従事する労働者について、6カ月以内ごとに特殊健康診断を実施していない
- ・ストレスチェックを行っていない

### ●その他、改善指導された事例

- ・長時間労働者の健康障害防止対策を衛生委員会等で調査審議していない
- ・労働時間の管理がタイムカード等での客観的な手法でない
- ・自己申告による時間外労働時間と客観的な打刻時間との間に相当程度乖（かい）離がみられる

この事例をもとにみなさんの職場の労務管理を見直してみませんか。課題や質問がありましたら、社会保険労務士である医療労務管理アドバイザーも相談に応じていますので、気軽にお問合せください。現在、モデル支援事業の募集をしています。当該事業の中でも労務管理の見直しや改善ができるので、ご応募の検討をお願いします。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

## 高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail [kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp](mailto:kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp)

勤務環境のことならお任せ

